

## 第129回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成30年12月17日（月） 9:00～10:40

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

## 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

## 【幹事等】

総務省政策統括官（統計基準担当）、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課経  
済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、厚生労働省政策統括官（統  
計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産  
業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本  
部長

## 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統  
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

## 【事務局（総務省）】

鈴木総務副大臣

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官

4 議 事

- （1）諮問第117号の答申「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」
- （2）諮問第118号の答申「国民生活基礎調査の変更について」
- （3）諮問第120号の答申「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正  
について」
- （4）その他

5 議事概要

- （1）諮問第117号の答申「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から、資料1-1、1-2に基づき、審議状況  
と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・「今後の課題」では、「家計に関する統計の体系的整備」を見据えた第一段階の取組として、「基幹統計の指定の変更と基幹統計調査の名称の変更」について検討を求めている。これについては、来年の調査に影響が生じないという時間的な制約もある中、法制技術面の確認も必要というハードルの高い課題ではあるが、調査実施者である総務省統計局と、「基幹統計の指定の変更」に係る事務を担当する総務省政策統括官室においては、果敢にトライしていただきたい。

第二段階の「統計の体系的整備の在り方検討」については、今回のように、複数の統計調査の結果を用いて、基幹統計を作成する事例が増えてくることが予想される。重要かつ非常に解決が難しい課題でもあるので、統計委員会としても検討の動向を注視し、必要に応じてアドバイスを行うなど、積極的に支援したい。

なお、今回のケース以外にも、例えば、基幹統計調査である「小売物価統計調査」の集計事項の一つである「消費者物価指数」のように、複数の基幹統計調査の結果を用いて統計を作成している事例があるので、基幹統計と基幹統計調査の位置付けを、改めて整理しておく必要があるのではないかと。今後の諮問審議に当たっては、そのような観点も考慮して、御審議いただきたい。

## (2) 諮問第118号の答申「国民生活基礎調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から、資料2-1に基づき、部会における審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・本件については、長年にわたって課題となっている非標本誤差の縮小等について、ようやく一定の道筋が付けられたことは1つの成果と考える。

しかしながら、ようやく課題解決に向けて、真の意味でスタートラインに立った所であり、調査実施者である厚生労働省においては、省を挙げて、工程表に沿って、適切かつ確実に検討を進め、しっかりと必要な対応を図るようお願いしたい。

先月の委員会で示された工程表に記載のとおり、2020年の夏頃には、調査実施者から検討状況の中間報告がなされることとされているので、統計委員会としても、きちんとフォローアップしたい。色々問題が山積しているが、一つ一つ確実に進めていく必要があり、きちんと計画に沿って対応してもらいたい。

## (3) 諮問第120号の答申「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正について」

北村統計制度部会長から、資料 3-1、3-3に基づき、審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・本答申案は、調査票情報等の利活用推進と統計調査に対する国民の信頼確保のための情報保護という2つの面に配慮されたものとなっている。この両面を踏まえた制度運用は難しいものと考えられ、運用状況の報告を求めたことは評価できる。また、部会長の報告にもあったとおり、公布されるまでの間、総務省には正確性を期すための法技術的な整理を引き続き行って欲しい。

#### (4) その他

##### ①調査研究「不動産パネルデータベースの構築検討及びデータ分析」の概要について

事務局（統計委員会担当室）から資料 4に基づき、調査研究の概要について報告された。

主な発言は以下のとおり

- ・土地・建物など不動産の悉皆的なパネルデータベースを作成して、地点ごとにおける土地や建物の時系列的な利用状況の変化を把握することは、土地や建物の有効利用を図るというニーズに対する基礎的な情報を提供するという観点から重要である。さらに、企業や事業所、あるいは世帯に着目した従来型の統計調査では、不動産の活動状況を十分にカバーできないことも事実であり、不動産データベースの整備は、統計のカバレッジ拡大を通じて、今回の統計改革の大きな目的であるGDPの精度向上に資するものでもある。こうしたデータベースを、新たな統計調査によって構築するのではなく、民間企業や東京都で作成されている様々なデータベースを有機的に結合して活用する道を探るという点でも、非常に興味深い試みである。この点は、民間企業等が保有するビッグデータの活用を図るという第Ⅲ期基本計画の流れにも沿ったものと評価できる。
- ・大変興味深い試みである。また、以前、私が提出したメモの問題意識に対し、早急に対応して頂いたことに感謝申し上げます。土地は所有の状況が変化するため、今までの統計調査の方法ではパネルデータとして把握することが難しいものであると考えていた。地点に着目し、それにのっかってくる複数の調査データをまとめていくことは大変困難であることが予想されるが、今までにない新たな統計データ作成の方法であり、これからの統計調査にとっても試金石となる調査研究として期待を抱いている。
- ・非常に夢があり、期待が高まる試みである。縦割りで実施されている複数の調査をマッチングさせ、有効利用させていくという点において、そのノウハウ

を他の統計調査へも活用できる可能性があり、ぜひ情報共有をして頂きたい。ただし、マッチングを行うのは、言うは易く行うは難しであり、マッチングがうまくいかないことで取りこぼしが生じてしまうことが頻繁に起きるものである。現時点でどのくらいの精度で実施できるかについて見直しはあるか。→すでに委託先にデータをみていただいているが、比較的マッチングが成立しやすそうな、名称などのレコードでも建物によっては名前が抜け落ちている場合があり、なかなか難しい。位置情報についてもデータの提供元によって建物の重心をどこに置くのかが異なるという問題があったり、地図を重ね合わせた際に、土地の境界線がずれてしまうといった問題も確認されている。どこまでマッチングの精度を上げられるかは試行錯誤を重ねていきたい。

- ・過去の審査の中で土地のパネルデータ化をお願いしたことがあり、今回対応して頂いて、大変うれしく思っている。土地をその地域におけるポイントから捉えていくのは重要であるが、同時に不動産登記の問題も存在する。所有者の変化がきちんと記録できていなかったということであるが、それらの変化も捉えられるようなデータベースになるとよいのではないか。今回研究の対象となる東京都においてはそこまで大きな問題にならないかもしれないが、今後全国に展開していく上では必要な観点となるであろう。
- ・夢は広がっていくが、今回はあくまで東京都を対象としており、そもそも民間のデータとして充実している地域を取りあげている。全国に広げていくのはかなり大変なことになるであろう。ただし、東京都で行われていたことが、全国でも実施されてきており、過去の長期時系列を作成することは困難であるが、これからデータの蓄積を行っていくことが可能になっていくものであると考えている。また、土地は人や企業などと異なり、動かないものであるため、調査を行えば行うほど精度が上がっていくものである。そういった点でも重要な調査研究であり、統計委員会担当室にはしっかりと進めていってもらいたい。

## ②「毎月勤労統計のローテーションサンプリングへの移行に係る情報提供と今後の取組」について

厚生労働省から資料5に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり

- ・毎月勤労統計は注目度の高い統計であるだけに、引き続き改善を図っていく必要がある。より分かりやすくなるよう解説を逐次拡充していく必要がある、また精度改善の余地について検討を進め、例えば、最新の経済センサスー活動調査の活用の検討や、労働者数の補正方法の改善についての研究を進めるといった対応が望まれる。

③「統計調査のオンライン化の推進に関する行政事業レビューでの指摘」について

総務省統計局から資料6に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり

- ・オンライン化の推進は、公的統計の整備に関する基本的な計画において、政府全体として取組む事項として記載されており、統計委員会としても、これまで、個々の基幹統計調査の諮問審議を通じてオンライン化を押し進めてきている。また、今年度新たに開始した統計棚卸しにおいても、特別テーマとして「オンライン調査・回収の導入推進」をチェック事項としているところ。行政事業レビューの場で、統計委員会に司令塔的な役割を発揮してほしいという指摘があったことをしっかりと受け止め、オンライン化の推進も含めた統計改革について、諮問審議や統計棚卸しといった様々なアプローチから進めていきたい。また、推進に当たっては、各委員・各府省にも協力をお願いしたい。

次回の統計委員会は、1月30日（水）午後で開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>